

にちじょうせいにかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

にちじょうこうれいしゃ かた ちてきしょう せいしんしょう かた たい
認知症高齢者の方や知的障がい、精神障がいのある方などに対し、
ふくし りょうえんじょ にちじょうてき きんせんかんり えんじょ けいやく
福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を、契約
もと じりつ せいかつ おく しえん
に基づいて行うことで、自立した生活を送れるよう支援します。

ひと りょう どんな人が利用できるの？

二宮町にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方
(町内の社会福祉施設に入所している方も含む)

- 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方
- 高齢（おおむね65歳以上）や身体障がいなどで福祉サービスの利用や金融機関などの手続きが困難な方



どんなサービスがあるの？

ふくし りょうえんじょ 福祉サービス利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします

- ・福祉サービスの情報提供、相談、利用手続きなど
- ・福祉サービスへの苦情解決をするための支援



☆定期的に訪問し、生活の困り事や心配ごとの相談を受けます
また、福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝いをします

にちじょうてき きんせんかんり 日常的な金銭管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れのお手伝いをします

- ・家賃、電気代、福祉サービスの利用料などの支払い
- ・生活費を銀行等の口座からおろす



☆定期的に訪問し、預金の出し入れや家賃などの支払い手続きを行います
また、計画的にお金をつかえるよう相談・助言を行います

しよるいとう あず 書類等の預かり

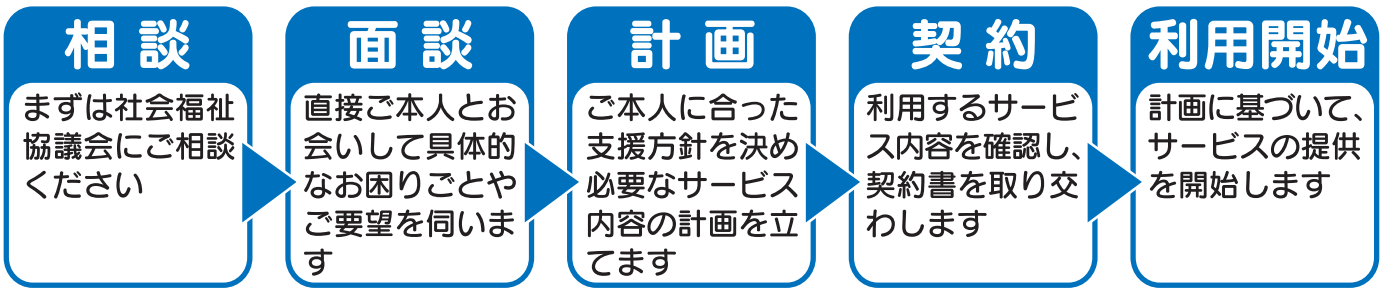
通帳やハンコ、証書など紛失すると困る書類などをお預かりします

☆金融機関の貸金庫でお預かりします



どうしたらサービスが利用できるの？

利用までの流れ



利用料はかかるの？



相談や支援計画の作成は無料です。契約後のサービスには利用料がかかる場合があります。詳細は社会福祉協議会までお問い合わせください。

こんなお手伝いをしています


ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い (Aさん 70代)

ひとり暮らしのAさんは、「最近通帳の置き場所が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、手続きの仕方がわかりません。そんな不安を民生委員に相談したことで、日常生活自立支援事業を利用することになりました。

通帳とハンコを社協で預かり、毎月2回支援員が預金から生活費をおろしてAさんに渡します。また、Aさん宛の郵便物を一緒に確認して支払いが必要なものの手続きをお手伝いしたり、要介護認定の申請やケアプラン作成の依頼なども支援員が立ち会うなど、Aさんの暮らしをしっかりとサポートしています。



日常的な金銭管理のお手伝い (Bさん 30代)



Bさんはひとり暮らしをしながら地域の障害者作業所に通っています。身の回りのことはほとんど自分で出来ますが、お金の計算、特に何をかうのいくら必要かを考えて使うのが苦手です。作業所の職員が社協に相談し日常生活自立支援事業を利用することになりました。

毎週1回支援員が訪問し、その週に使うお金について相談し、預金から生活費をおろしてきます。支援員のすすめで買い物をしたときのレシートをノートに貼るようになり「お金を使いすぎることもなくなり、お金がどれくらい残っているか心配なときは、支援員さんに聞けばわかるので安心です」とBさんは話しています。

♡ご相談・お問い合わせ♡

しゃかいふくしほうじんにのみやまちしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人二宮町社会福祉協議会(あんしんセンター)

〒259-0124 中郡二宮町山西5-1
電話：0463-73-0294 FAX:0463-73-0295
e-mail:nisyakyo-jimk@swan.ocn.ne.jp

